

議案第156号

さいたま市難病患者手術見舞金支給条例を廃止する条例の制定について
さいたま市難病患者手術見舞金支給条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市難病患者手術見舞金支給条例を廃止する条例

さいたま市難病患者手術見舞金支給条例（平成13年さいたま市条例第170号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に難病を治癒するための手術（手術のための検査手術を含む。）を受けた者に係るさいたま市難病患者手術見舞金の支給については、なお従前の例による。